

【諮問 第300号】

5川情個第38号  
令和6年3月19日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 早 川 和 宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和5年2月28日付け4川教庶第1133号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った部分開示処分は妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年7月26日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「川崎市情報公開・個人情報保護審査会が、令和2年1月31日付け（31川情個第47号）「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」を川崎市教育委員会に出してから「①その答申に教育委員会が従わなかった経過が分かるいっさいの文書、②その答申拒否を決めた教育委員会の議事録」について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、「①その答申に教育委員会が従わなかった経過が分かるいっさいの文書」は、ア「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の答申について（供覧）」、イ「審査会の答申を受けての教育委員会の裁決について」、ウ「令和2年5月12日教育委員会議案第3号資料」及びエ「平成29年度第5号審査請求の裁決について（伺い）」の4つの公文書を特定し、上記ア及びイについては、令和3年8月27日付けで全部開示処分を行い、上記ウ及びエについては、同日付けで部分開示処分を行った。「②その答申拒否を決めた教育委員会の議事録」は「川崎市教育委員会定例会会議録について（供覧）」（以下「対象公文書」という。）と特定した上で、令和3年8月27日付けで部分開示処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年11月19日付け審査請求書で、対象公文書の部分開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問第300号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

令和3年11月19日付け審査請求書、令和4年2月14日付け反論書、令和4年5月24日付け再反論書、令和4年8月22日付け再々反論書、令和4年11月14日付け口頭意見陳述並びに同日付け補佐人意見、令和5年7月18日付け意見書及び令和5年11月10日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取並びに同日付け補佐人意見によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 対象公文書が部分開示であることが納得いかない。「報告事項 No. 4 就学通知処分取消等請求事件」（以下「報告事項 No. 4」という。）の会議録が不開示という決定に不服はない。「議案第3号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について」（以下「議案第3号」という。）が不開示であることは納得がいかない。会議を非公開とした理由の「おそれ」を前提とすれば、全てのことができるような書きようである。情報公開・個人情報保護審査会の答申を否定するどん

な主張だったかをぜひ知りたい。

- (2) 会議の非公開が会議録の非公開の理由の1つとされているのはおかしい。各委員の発言はそれぞれ独立した意見であって「未成熟な意見等」ではない。そもそも、合議制は意見が異なることを大前提としているのであるから、それぞれの意見が明らかになるからといって、意思決定に対する誤解や批判を招くことはない。教育委員は、議会の同意を要する公人であって、その発言は責任をもって行われているもので、外部からの批判を受ける立場にあるのであるから、外部からの不当な圧力を受けるおそれとはならない。よって条例第8条第3号には該当しない。
- (3) 「公表する会議録には掲載しない旨の教育長の宣言」とは何か。いかなる法的根拠に基づくものか。会議の非公開と議事録に掲載しないことは別の問題であって、議事録に掲載しないとするには掲載しなくても良いとする法的根拠が必要である。「更に、他の非公開とされた議題の会議において、反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために、発言が萎縮し、自由で率直な意見交換が困難になり、」の記述は意味不明である。よって条例第8条第4号には該当しない。
- (4) 教育委員会会議においては、会議の非公開について審議されただけで、会議録の非公開については審議をされておらず法的根拠がないので、原則どおり公開されなければならない。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和4年1月7日付け弁明書、令和4年4月5日付け再弁明書、令和4年7月14日付け再々弁明書、令和4年11月14日付け口頭意見陳述及び令和5年12月8日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「報告事項 No. 4」は、教育委員会が当事者である訴訟に関する報告である。当該議題に係る会議録（全会議録）には訴訟の当事者の実名のほか、質疑応答も行われることから、これが公表されれば、個人が特定されるとともに、訴訟に係る市の対応方針等が他方当事者に知られるおそれがある。よって、当該議題に係る会議録（全会議録）は公にすることにより、特定の個人を識別することができ（条例第8条第1号）、また、現に係属中の訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため（条例第8条第4号イ）、開示することができないものである。
- (2) 「議案第3号」は審議の際、会議自体を非公開としたものである。当該議案に係る会議録（全会議録）を公にした場合、会議においては様々な選択肢の是非、長短について多方面からの自由な意見交換等がされるべきであるのに、最終的に採用されるに至らなかった中間的な議論、未成熟な意見等が公開されることにより、意思決定に対する誤解や批判等を招き、外部からの干渉等を受けるおそれがある。したがって、当該議案に係る会議録（全会議録）は公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例第8条第3号）、開示することができないものである。

- (3) さらに、会議の冒頭で非公開が決定され、会議の出席者の間では当該議案に係る会議録（全会議録）が公表されないことが前提とされているにもかかわらず、公表されれば、出席者との関係で信頼関係を損ない、他の非公開とされた議題の会議において、自由で率直な意見交換が困難になり教育委員会会議の意思決定に悪影響を及ぼすおそれがある。したがって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第8条第4号）、開示することができないものである。
- (4) 審査請求人が「おそれ」を前提とすれば、全てのことができるような書きようであるとした「おそれ」は会議を非公開とした理由を述べた箇所であり、議案第3号における会議録を不開示とした理由を述べた箇所ではない。本審査請求は公文書開示請求の決定に不服がある場合の手続である。
- (5) 審査請求人は会議の非公開と議事録に掲載しないことは別問題であり、議事録に掲載しないとする場合は法的根拠が必要であると主張するが、教育委員会会議において会議を公開とするか否かについて諮るとともに、併せて会議録についても公開とするか否かを諮っている。

## 5 審査会の判断

- (1) 「報告事項 No. 4」に係る会議録（全会議録）について、実施機関は条例第8条第1号及び第4号イの不開示事由に該当すると主張するところ、当審査会の口頭意見陳述において、審査請求人から特に争わないとの意見があったので、当審査会としてもこれを判断しない。
- (2) 「議案第3号」に係る会議録（全会議録）について、実施機関は条例第8条第3号及び第4号の不開示事由に該当すると主張するので、これを検討する。
- 不開示部分には、議案に関する各委員からの意見や質疑が記載されており、会議録が公開されないとの認識で発言したにもかかわらず、後日公開されることになれば、今後の会議において委員の発言が萎縮する可能性は否めず、自由で率直な意見交換が困難になり、実施機関が所管する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- よって、「議案第3号」に係る会議録（全会議録）については、条例第8条第3号について判断するまでもなく、公にすることにより「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として条例第8条第4号の不開示事由に該当する。
- その他、審査請求人は縷々主張するが、上記判断に影響を与えるものではない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）  
委員 石野 百合子

委員 嘉藤亮  
委員 友岡史仁  
委員 中島美砂子